



監監第32号  
令和元年(2019年)8月2日

箕面市長 倉田哲郎様

箕面市監査委員

瀧 洋二郎

同

中嶋三四郎



平成30年度(2018年度)箕面市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項  
及び第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度(2018年度)箕面市健全  
化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

平成30年度  
(2018年度)

箕面市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

箕面市監査委員

(写)

箕 監 第 32 号  
令和元年(2019年)8月2日

箕面市長 倉 田 哲 郎 様

箕面市監査委員 瀧 洋二郎  
同 中嶋 三四郎

平成30年度(2018年度)箕面市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項  
及び第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度(2018年度)箕面市健全  
化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

## 平成30年度（2018年度） 健全化判断比率審査意見

### 第1 基準拠等

この意見書は、全国都市監査委員会が制定した都市監査基準及びこれに基づく本市の都市監査基準運用細則に準拠している。また、同細則に基づく平成31年度・令和元年度（2019年度）年間監査計画及び決算審査実施計画に則って審査を実施した。

### 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく審査

### 第3 審査の対象

平成30年度箕面市決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）

### 第4 審査の日程及び実施場所

令和元年7月24日、29日、30日及び31日 監査委員事務局

### 第5 審査の着眼点及び実施内容

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準じて行い、下記の健全化判断比率が関係法令及び審査に付された書類に基づいて算定されているかについて、書類審査に加えて関係職員から説明を受けて審査した。

### 第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、健全化判断比率は、次のとおりである。

健全化判断比率 (単位：%)

	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.00
連結実質赤字比率	—	17.00
実質公債費比率	0.5	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示している。

## 平成30年度（2018年度） 資金不足比率審査意見

### 第1 基準拠等

この意見書は、全国都市監査委員会が制定した都市監査基準及びこれに基づく本市の都市監査基準運用細則に準拠している。また、同細則に基づく平成31年度・令和元年度（2019年度）年間監査計画及び決算審査実施計画に則って審査を実施した。

### 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく審査

### 第3 審査の対象

平成30年度箕面市公営企業決算に係る資金不足比率

### 第4 審査の日程及び実施場所

令和元年7月24日、29日、30日及び31日 監査委員事務局

### 第5 審査の着眼点及び主な実施内容

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準じて行い、下記の資金不足比率が関係法令及び審査に付された書類に基づいて算定されているかについて、書類審査に加えて関係職員から説明を受けて審査した。

### 第6 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、資金不足比率は、次のとおりである。

資金不足比率 (単位：%)

会計名	平成30年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
競艇事業会計	—	0.0

(注)資金不足額がない場合は「—」と表示している。